

ARIサーベイランスの開始について

参考資料10

○感染症法施行規則の改正により、令和7年4月7日から急性呼吸器感染症（以下、ARIという。）が感染症法上の五類感染症に位置付けられ、感染症発生動向調査の対象に追加。

○ARIは、飛沫感染等により周囲の方にうつしやすいことが特徴。新型コロナの経験を踏まえ、①流行しやすいARIの流行の動向を把握、②未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することが可能となるよう、平時から調査し、データを蓄積。

1. ARI 定点（患者報告）の対象疾患の範囲

・インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」

2. ARI 病原体定点の対象疾患の範囲

・インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、クラミジア肺炎、マイコプラズマ肺炎、新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」

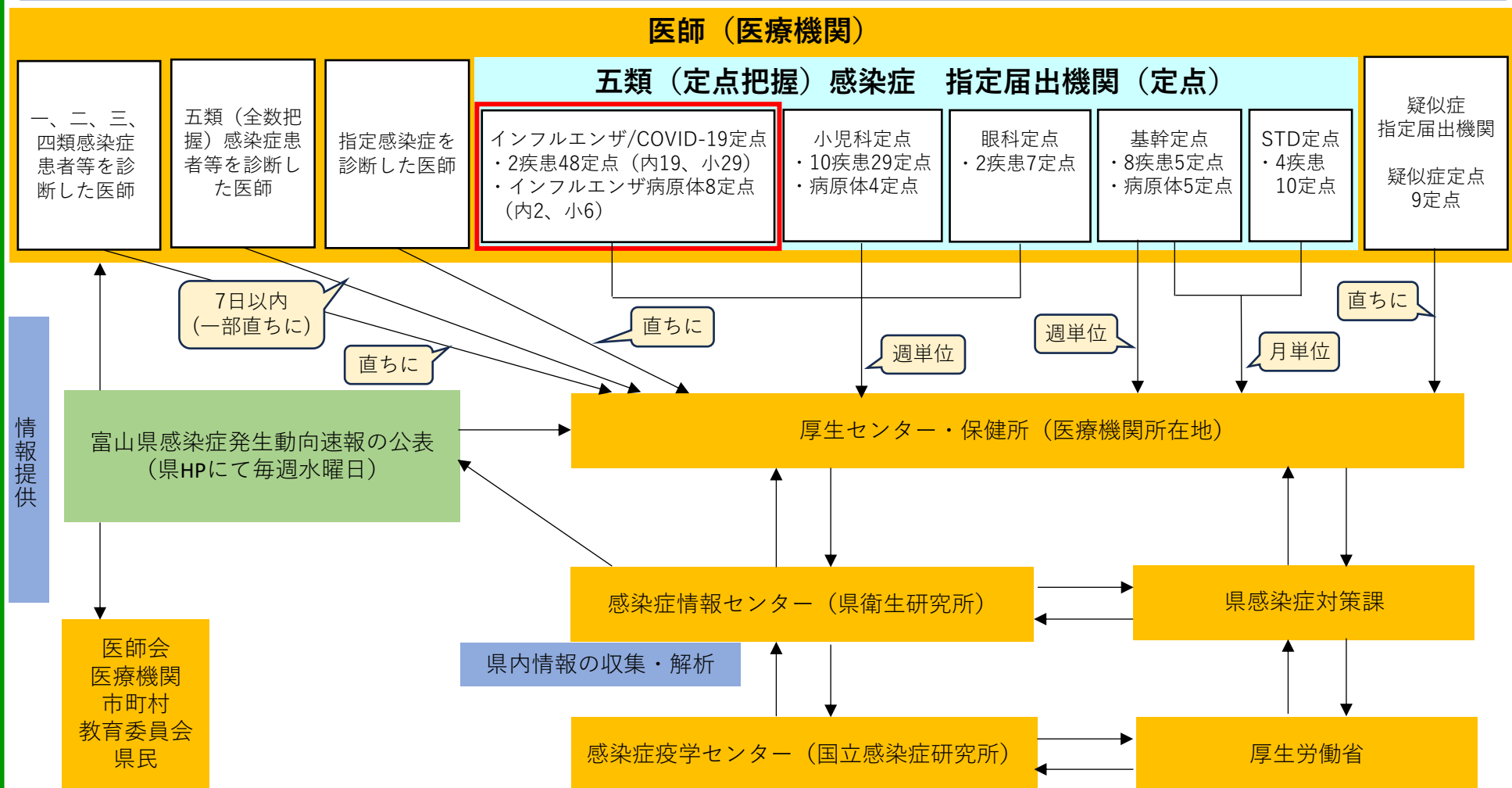
<新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」の症例定義>

・咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」

(参考)感染症発生動向調査事業について①

感染症法に基づき、感染症患者の発生や病原体検出の情報を収集・解析し、その結果を速やかに公開することにより、感染症の予防、医療、研究等に役立て、的確な感染症対策の実施に資することを目的とする。



(参考)感染症発生動向調査事業について②

1. 届出対象疾患

感染症を感染力やり患した場合の重篤性に基づき、診断した全ての医師が届出義務を有する全数把握感染症と、あらかじめ指定した医療機関（定点）を受診した患者について集計する定点把握感染症に分類し、発生動向を把握している。

全数把握対象の感染症（91疾患）	定点把握対象の感染症（26疾患）
一類感染症：7疾患 二類感染症：7疾患(※) 三類感染症：5疾患 四類感染症：44疾患 五類感染症：24疾患 新型インフルエンザ等感染症：4疾患 指定感染症：0疾患	五類感染症：25疾患 疑似症：1疾患 （疑似症は発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医学的知見に基づき、集中治療等が必要で直ちに特定の感染症と診断できないもの）

(※)発生動向調査実施要綱では、鳥インフルエンザはH5N1とH7N9を各1疾患としてカウント

2. 県内の定点医療機関数（五類感染症・定点把握）

定点	本県の定点医療機関数	R7.4.7以降
インフルエンザ/COVID - 19定点	48（内科19、小児科29）	ARI定点（定点医療機関数は維持）
小児科定点	29	変更なし
眼科定点	7	変更なし
基幹定点	5	変更なし
性感染症（STD）定点	10	変更なし